広　　島　　市
市営店舗入店者募集案内

（令和８年度）

☆　市営店舗の入店申込みには、申込資格があります。

☆　この「募集案内」をよくお読みいただき、申込資格などをよく確かめて申し込んでください。

☆　営業を行うに当たっては、業種や営業時間の制限、共益費の負担など、いろいろな決まりがあります。

☆　**申込みに当たっては、市営店舗入店申込書裏面の使用許可条件（禁止事項があること、使用料の変更があることなど）をよくお読みください。**

１　募集日程

【定期公募】

定期公募は、7月及び1月に次の日程で申込みを受け付けます。

なお、同じ店舗に2人以上の方が申込みを希望した場合は、抽選となります。

募　集　月	募集店舗一覧表の配布開始日	受　付　期　間
令和８年７月	７月１５日（水曜日）	７月２３日（木曜日）・２４日（金曜日）
令和９年１月	１月１５日（金曜日）	１月２５日（月曜日）・２６日（火曜日）

【常時公募】

定期公募で募集した店舗について、申込みがなかった場合又は申込後に入店の辞退があった場合は、次の期間、申込みを受け付けます。

７月定期公募分　⇒	令和８年９月１日（火曜日）から令和８年１１月３０日（月曜日）
１月定期公募分　⇒	令和９年３月１日（月曜日）から令和９年５月３１日（月曜日）

＊　常時公募対象店舗の一覧表は、募集開始月の前月下旬（7月定期公募分：8月25日（火曜日）、1月定期公募分：2月25日（木曜日））から、各区役所建築課等で配布します。

２　申込先　申込店舗の所在する区の区役所建築課（指定管理者区役所事務所）

申込受付場所	住　　所	電話・FAX
中区役所建築課	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号	☎ 504-2578　FAX 243-0595
東区役所建築課	広島市東区東蟹屋町9番38号	☎ 568-7744　FAX 262-0639
南区役所建築課	広島市南区皆実町一丁目5番44号	☎ 250-8959　FAX 252-7179
西区役所建築課	広島市西区福島町二丁目2番1号	☎ 532-0949　FAX 532-0958

3　受付時間　　開庁日の午前9時から午後5時まで

4　申込方法等の留意事項

（1） 受付期間内に所定の申込先へ申込書及び必要書類を持参してください。
郵送による申込みはできません。

(2) 申込みは一人(一法人)につき1通とし、２通以上申し込まれた場合は、全ての申込みが無効となります。

(3) ①同一団地内の店舗の申込みは一世帯につき１通、②法人の代表者は代表者個人又は当該法人のいずれか１通のみを受け付けます。

(4) 必要書類がそろっていない場合、受付はできません。

＜上記のほか、常時公募における留意事項＞

・　募集開始日の午前9時から10時までの1時間の間にあった申込みは、受付の順番にかかわらず、全て同時の申込みとし、同じ店舗に2人以上の方が申込みを希望した場合は、抽選となります（常時公募の抽選に、優遇措置はありません。）。

・　上記受付時間内に、申込みした方がいなかった店舗は、先着順で申込みを受け付け、入店候補者を決定します。

5　申込資格

申込みができる方は、次の全ての要件を備えている方です。

（1） 成人であり、独立の生計を営んでいること。（法人にあっては、法人登記をしていること。）

（2） 広島市内に住所（住民登録のある方）又は事務所若しくは事業所を有すること。

（3） 申込者本人又はその世帯に収入があること。

（4） 市町村民税（免除されている方を除く。）、市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。

（5） 暴力団員又は暴力団でないこと。

> **・現在、市営店舗の使用許可を受けている方は、申し込むことはできません。**
> ただし、当選後、現在入店中の市営店舗を返還する場合は申込みが可能です。
>
> **・市営店舗は、申込者が自ら営業を行わなければなりません。**
>
> **・外国籍の方が店舗を営業するためには、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「経営・管理」、「特別永住者」のいずれかの在留資格が必要です。**

6　申込みに必要な書類

申込みをされる際には、次の書類を提出してください。なお、個人で申し込む場合と法人で申し込む場合で、必要書類の一部が異なりますので、御注意ください。

【 個人の場合・法人の場合（共通） 】

・ 市営店舗入店申込書（必要事項を漏れなく記入してください。）
・ 法律上の許可等を必要とする業種にあっては、その許可書又は証明書の写し

【 個人の場合 】

・ 申込者本人の住民票の写し（本籍又は国籍の記載があるもの）
・ 収入証明書（証明書等は最新のもので次の書類のいずれかを提出してください。）

ア 源泉徴収票
イ 市町村民税の特別徴収税額通知書
ウ 市町村民税の課税台帳記載事項証明書
エ 確定申告書の控
オ 税務署長の発行する所得額の証明書
カ 年金・恩給の振込通知書
キ その他収入があることを証する書類

・ 市町村民税の納税証明書（完納していることを証明する最新のもの）
・ 外国籍の方にあっては、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「経営・管理」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有していることが確認できる書類（在留カードや在留資格・在留期間等の記載のある住民票の写しなど）
・ 住所が広島市外の場合は、事務所又は事業所が広島市内にあることを確認できる書類（営業許可書など）
・ 母子世帯の場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証などの母子世帯であることを確認できる書類
・ 心身障害者世帯の場合は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの心身障害者世帯であることを確認できる書類
・ その他の事情に応じて必要とする書類

【 法人の場合 】
・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書で可）
・ 法人市民税の納税証明書（完納していることを証明する最新のもの）
・ 本店所在地が広島市外の場合は、法人市民税申告事項等証明書
・ その他の事情に応じて必要とする書類

7　選考及び決定の方法

入店決定者は、次表の抽選区分に基づき、抽選による選考を行った上、所定の提出書類により収入状況・経営状況等を審査し、事実と相違ない方とします。

抽 選 区 分	母子世帯、心身障害者世帯に属する方※	当 選 率 2
	上 記 以 外 の 方	当 選 率 1

【母子世帯】

上記の母子世帯とは、次の1、2ともに該当する世帯を言います。

ただし、世帯内に、申込者及び児童以外の親族がいる場合も「母子世帯」に該当する場合がありますので、御相談ください。

1　申込者が配偶者（内縁関係も含む。）のいない女子又はこれに準ずる女子（※1）であること。

2　現に児童（20歳未満の者（※2））を扶養（※3）し、その児童と同居し、又は同居しようとする女子であること。

（※1） 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費補助の対象者、DV被害者など、公的機関による書類によりこれに準ずる状態であると認められる女子に限ります。

（※2） 学校教育法に規定する学校等（高等学校、大学（大学院を除く。）、高等専門学校、特別支援学校、専修学校）の学生の場合、20歳以上であっても、扶養をしている場合は、「児童」に含みます。

（※3） 「児童」の所得金額が58万円以下であることが必要となります。

【心身障害者世帯】

上記の心身障害者世帯とは、世帯員の中に次のいずれかに該当する方がいる世帯を言います。

①身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方
②戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症）の交付を受けている方
③療育手帳（Ⓐ、A、Ⓑ）又は精神障害者保健福祉手帳（1 級、2級）の交付を受けている方
④障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方

※　心身障害者世帯としての適用は、一世帯につき1通です。

８　使用許可期間

使用許可の期間は、原則、令和11年3月31日までとなります。

使用許可期間を更新する際には、区役所建築課で、更新手続をしていただく必要があります。

９　店舗使用料

店舗使用料は、近傍同種の店舗使用料等を参考に設定し、3年ごとに見直しを行います。次回の店舗使用料の見直しは、令和11年度の予定になりますので、御留意ください。

１０　その他

公募を行った店舗で応募がなかったもの（店舗の床面積がおおむね 30 平方メートル未満）については、一定の場合に限り、近接する店舗の使用者が併合使用することを許可できることがあります。詳しくは、該当店舗を管理する区役所建築課にお問い合わせください。

≪市営店舗の使用に関する注意事項（主なもの）≫

1　入店手続きに必要なもの

- 緊急連絡人（入店者が死亡等した場合に広島市との連絡に当たる者）1名が必要です。
- 使用料の3か月分の敷金が必要です。

2　使用料等の支払

- 店舗使用料は、必ず毎月末日までに当月分を支払ってください。
- 店舗の使用に当たっては、使用料のほか、共益費等の経費が必要となります。

3　禁止事項

- 店舗を他の者に転貸したり、使用の権利を他の者に譲渡してはいけません。
- 店舗は、使用許可を受けた方が自ら営業を行い、他の者に営業を委託してはいけません。
- 店舗を営業の目的以外に使用してはいけません。

4　保管義務等

- 店舗等の使用については、必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければなりません。
- 入店者の責めに帰すべき事由によって、店舗等を滅失又はき損したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- 異常な騒音又は悪臭を放つ行為、その他周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

5　承認事項

店舗の模様替え、使用許可の更新、業種変更、営業を休むときなどは、あらかじめ文書により承認を受けてください。

6　届出事項

入店者の住所変更、緊急連絡人の変更、店舗を明け渡すときなどは、速やかに文書により届出してください。

7　使用料の変更

物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるときや他の店舗の使用料又は民間店舗の使用料との均衡上必要があると認めるときなどは、使用料を変更することがあります。

8　遵守事項

入店者は、広島市市営住宅等条例などに規定する事項を遵守しなければなりません。

9　使用許可の取消し

店舗を他の者に転貸又は営業を委託したとき、不正に入店したとき、使用料を3か月以上滞納したとき、暴力団員であることが判明したときなどは、使用許可を取り消し、店舗の明渡しを請求することがあります。

※　詳しくは、「市営店舗入店申込書」の裏面をご覧ください。